

議案第8号

秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秦荘町・愛知川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、秦荘町・愛知川町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議または調整を行うものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、企画総務部会、住民福祉部会、産業建設部会および教育部会の4部会とし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

（役員）

第4条 専門部会に次の役員を置く。

（1） 部会長 1名

（2） 副部会長 1名

2 役員は、各専門部会の委員の互選により定める。

（役員職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理するとともに、必要に応じて協議会の会議における説明員となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が召集し、会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を要請することができる。

3 各専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 部会長は、専門部会の協議または調整の経過および結果について、幹事会に報告するものとする。

のとする。

（庶務）

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

秦荘町・愛知川町合併協議会

専門部会組織表

別表（第3条関係）

| 部 会 名 | 秦 荘 町 | 愛 知 川 町 |
|--------|------------|---------------|
| 企画総務部会 | 議会事務局長 | 議会事務局長 |
| | 地域振興課長 | 政策調整課長 |
| | 総務課長 | 総務課長 |
| | 税務課長 | 税務課長 |
| 住民福祉部会 | 住民課長 | 住民課長 |
| | 住民課長補佐 | 保健福祉課長 |
| | 同和対策課長 | 同和対策課長 |
| | 総合センター所長 | 川久保保愛館長 |
| | | 山川原会館長 |
| 産業建設部会 | 産業耕地課長 | 産業振興課長 |
| | 建設課長兼下水道課長 | 環境整備課長 |
| 教育部会 | 教育次長兼総務課長 | 教育次長兼庶務課長 |
| | 社会教育課長 | 学校教育課長 |
| | 図書館長 | 生涯学習課長兼中央公民館長 |
| | | 図書館長兼町史編さん室長 |